

山口市立名田島小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年 4月 改訂

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」H29. 5 文科省）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は「強い・弱い」等の印象や児童の様子、回数など、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ってとらえることが必要である。

具体的ないじめの態様（山口市いじめ防止基本方針より）

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは絶対に許されない」という意識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見に取り組む。

そのためには、互いを尊重し合う気持ちや思いやりの心が育ち、普段の生活の中で、しっかりと自己肯定感や自己有用感が得られるような取組を、学校だけでなく、地域や家庭においても充実させていくことが必要である。

2 いじめ未然防止のための取組

学校はいじめ防止に向けて、児童の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。

(1) 学級経営の充実

- ・「いじめは絶対に許されない」ことを徹底して指導する。

- ・週1回の「生活アンケート」による実態把握や、AFPYの活用による授業改善や人間関係づくりを基盤にした学級経営に努める。
 - ・日記やノートの記述などから、日常の細かい変化も見逃さないよう努める。
 - ・わかる、できる授業実践にむけ、きめ細やかな指導を心掛ける。
 - ・自己肯定感、自己有用感を育み、学校の居場所を確保する。
- (2) 道徳教育の充実
- ・「特別の教科 道徳」の授業を通して、人間としてのよりよい在り方や道徳的価値についての自覚を深める。
 - ・互いに認め合い、支え合い、学び合う関係の構築を図る。
 - ・すべての教育活動において道徳教育を実践し、人間尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- (3) 生徒指導体制、教育相談体制の整備・充実
- ・「生活アンケート」実施後、担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努めるとともに、児童の日常の言動に注意をはらい、児童を見る目を鍛える。
 - ・スクールカウンセラーとの連携を図りながら実行力のある教育相談の充実に努める。
- (4) 教職員集団の協同体制
- ・教職員集団の観察による実態把握に努める。休み時間や専科授業などでのふれあいにより、気になった児童がいれば、必ず担任に知らせる。
- (5) 特別支援教育の充実
- ・全校体制で、特別支援教育の充実に努める。
 - ・通常学級に在籍する学習障がいのある児童、発達障がいのある児童への指導の充実に努める。
- (6) 縦割り活動の充実
- ・縦割り活動を通して、協力したり、協調したりすることを学習させ、人間関係づくりに努める。
- (7) 児童主体の活動の充実
- ・いじめ防止ということを児童会で取り上げたり、クラス目標を設定したりする。また、教室や廊下に行動宣言を掲示するなど、児童の意識の継続を図る。
- (8) 情報モラルの醸成
- ・いじめのきっかけ、手段となるネット、ケータイ問題について正しい理解を進め、情報モラルの醸成を図る。
- (9) コミュニケーション能力の育成
- ・学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を取り入れる。
 - ・アサーティブなコミュニケーション・スキルを身に付けさせる。
- (10) 家庭、地域社会、校種間との連携
- ・学校運営協議会、教育振興会、KPP（潟上中学校区パートナーシッププログラム）、幼保との連携に努め、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくる。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称

『名田島小学校いじめ対策委員会』

(2) 構成員及び役割（全教職員と随時スクールカウンセラー）

- 校長・教頭 … ・いじめ防止基本方針の策定指針
・重大事態への対応及び学校設置者への報告
・学校評価アンケートでいじめ問題についての項目
- 生徒指導主任 … ・いじめ防止基本方針の策定、公開、見直し
・生活アンケートの計画
・会議（連絡会）の開催
・研修会の企画、実施
・ケース会議の設置
- 教育相談担当 … ・教育相談の計画
・相談体制の整備（いじめ相談ポストの設置、管理）
・ケース会議の設置
- 教務主任 … ・年間計画への位置付け、検証
- 養護教諭 … ・保健室訪問児童の実態把握、情報伝達
- 担任、その他教職員… ・学級児童、その他全校児童の実態把握
・生活アンケートの実施等
- S C（潟上中） … ・いじめ対策委員会の参加（学期に1回以上）
・授業参観や教育相談
・被害者や保護者の心のケア
- 教育相談員 … ・学校訪問時に教育相談

(3) 主な取組

☆いじめを許さない学校・学級作りへ向け、組織全体で取り組んでいく。

- ① 毎週の生活（いじめ）アンケートの実施と報告、
該当児童の聞き取りと対応、事後指導
- ② 児童の実態把握
- ③ 毎週の職員夕会での情報交換。学期に1度の「児童理解の会」への情報提供
- ④ 学期に1度の教育相談週間の実施（児童アンケート 保護者アンケート）
- ⑤ いじめ防止強化月間（10月）の特別アンケートによる全児童教育相談の実施
- ⑥ いじめ防止啓発ちらし配付
- ⑦ 学校評価アンケートに「いじめ問題への取り組み」についての項目を設定
- ⑧ 校内研修による教職員の資質向上（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）
 - ・いじめ防止対策推進法（H25. 9施行）
第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」
 - ・山口県いじめ防止基本方針（H26. 2）（H29. 12改定）
 - ・山口市いじめ防止基本方針（H26. 5）（H30. 3改定）

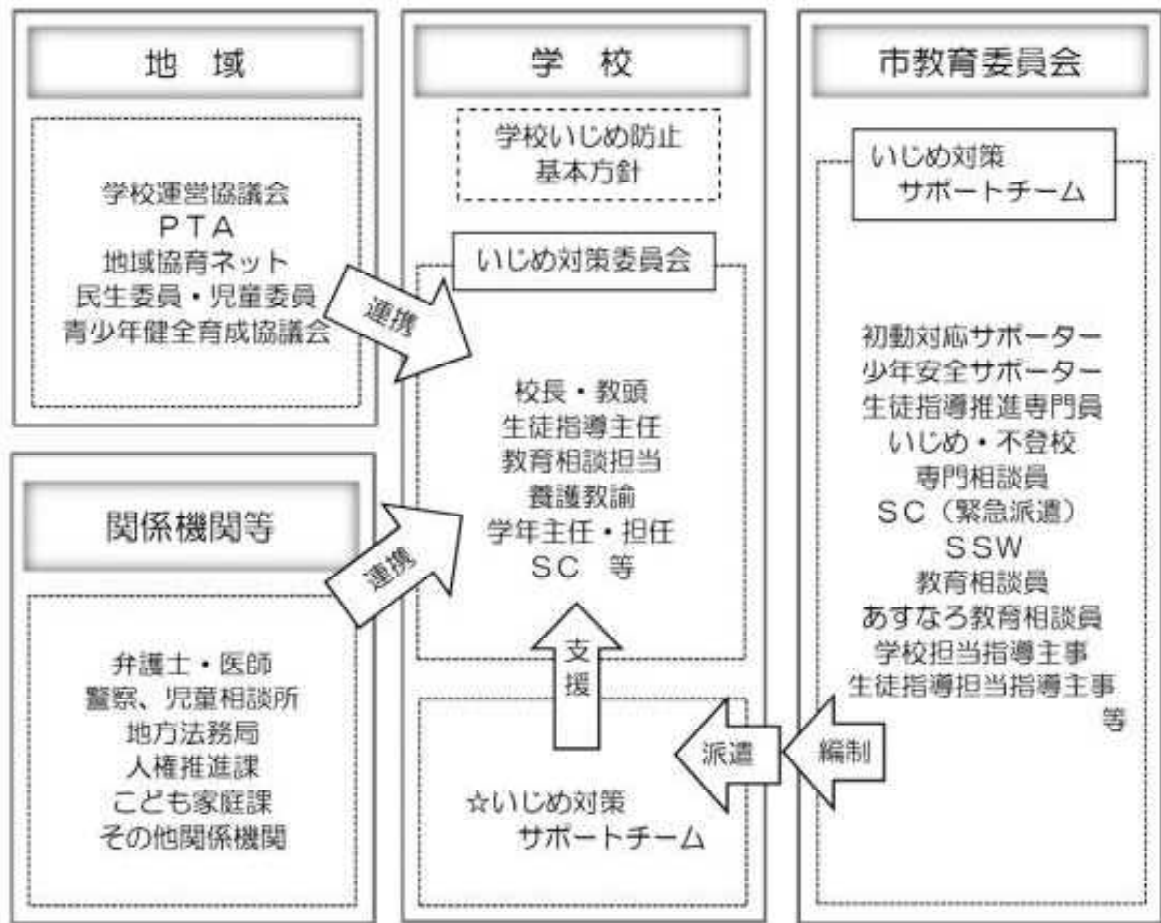
- ・いじめを生まないための小学校指導資料「心を耕す」(H20. 3)
- ・『STOP!!いじめ 今日からできる10のポイント』(H28. 11) (H29. 12改定)
- ・不登校防止「心をつなぐ1・2・3運動」

⑨ いじめ問題対策会議(ケース会議)の随時設置

(4) 組織の位置付け

いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの状況に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



山口市いじめ問題対策連絡協議会

山口市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

4 いじめ防止等の対策のための年間実施計画

【年間】

- ① 『A F P Yの5つの視点』に基づく授業づくりの推進
- ② 「学級活動」「道徳」の充実と学校教育活動全般を通じたいじめ防止への取組
- ③ 週1回の生活（いじめ）アンケート
- ④ 毎週の職員夕会や「児童理解の会」における情報交換
- ⑤ 縦割り班活動（登校班、縦割り班掃除、縦割り班給食、トーク朝会、行事等）
※ 主要行事 … 1年生を迎える会（5月）
なかよし集会（11月） 6年生を送る会（3月）等

【その他】

- ① 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）への報告（本年度の取組と現状等）
- ② 教育相談週間及び保護者アンケートの実施（学期に1回）
- ③ 児童連絡簿 個人カルテの作成（主に学年末の引継ぎ用）

5 地域・保護者との連携に関わること

（1）保護者との連携

- ・ いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であることを、年度当初の教育振興会総会や保護者会、家庭訪問の際などで伝え、連携していく。
- ・ 名田島小HPで、「名田島小いじめ防止基本方針」を公開する。
- ・ 学期1回の保護者用アンケートで児童の気になることを答えていただくとともに、何かあれば随時相談できる体制があることを示す。
- ・ 10月に人権参観日と講演会を開催し、人権の意義や学校での取組について理解を深め、家庭でも協力していただく。

（2）学校運営協議会との連携

- ・ 児童理解の会の際の学校の取組みや児童の実態を報告し、地域での様子を聞く機会を設け情報交換に努める。
- ・ 授業参観を通して児童の実態をとらえ、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。

（3）任児童委員との連携

- ・ 主任児童委員との情報交換会(年1回以上)を実施し、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。

6 いじめを受けていると思われる情報を得た場合、または確認された場合

（1）事実確認をし、全職員による情報の共有

（2）いじめ速報カードによる教育委員会への報告及びいじめ対策サポートチームとの連携

- (3) いじめ問題への介入（いじめをやめさせる）
- (4) 校内いじめ問題対策会議（ケース会議）設置
- (5) いじめ問題記録の共通化
 - ① いじめ被害者氏名
 - ② いじめの状況
 - ・いじめの事実の有無・いじめの程度
 - ・加害者、周囲の児童、保護者の状況
 - ・いじめの発端いじめ発覚のきっかけ等
 - ③ 報告状況
 - ・いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか
 - ④ 対応内容
 - ・被害者への対応内容・加害者への対応内容・保護者への対応内容
- (6) 教育委員会への詳細報告（いじめ速報カードに続いて）
 - ① 聞き取り等による事実確認の状況・推移や学校の対応方針、結果等
 - ② 犯罪行為、生命に関わる事案など、重大事案の場合
- (7) 継続的な支援、指導及び助言
 - ・いじめを受けた児童とその保護者に対する支援
 - ・いじめをした児童に対する指導と保護者に対する助言
 - ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る
 - ・教育を受ける権利の保障
 - （いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要な措置）